

個人情報の保護に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることにより、連合会の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び個人識別符号が含まれるものをいう。

(2) 個人識別符号が含まれるもの

次に掲げるもののいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含

まれる個人情報をいう。

(4) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

(5) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(6) 保有個人データ

連合会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利害が害されるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第3条で定めるもの

イ 6ヵ月以内に消去することとなるもの

(7) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(8) 匿名加工情報

次に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

ア 第1項第1号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

イ 第1項第2号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(9) 個人情報保護委員会

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情

報保護法」という。) 第5章で定める行政機関をいう。

(連合会の責務)

第3条 連合会は、個人情報の保護の重要性を認識し、その事業活動を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、国の機関又は地方公共団体が実施する個人情報の保護に関する施策に協力するものとする。

第2章 個人情報

(利用目的の特定)

第4条 個人情報を取り扱うに当たっては、定款に定める業務を遂行するため必要な場合に限ることとし、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定するものとする。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないものとする。

(利用目的による制限)

第5条 連合会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第6条 個人情報は、偽りその他不正の手段により取得してはならないものとする。

2 次に掲げる場合を除く他、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報取得してはならないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人

の同意を得ることが困難であるとき。

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号に掲げる者その他平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号（以下「個人情報保護委員会規則」という。）第6条で定める者により公開されている場合
- (6) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面（電子的方式等、その他人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより連合会の権利利益又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合

第3章 個人データ

(正確性の確保)

第8条 連合会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(廃棄等)

第9条 連合会は、個人データが不要となった場合には、第27条第1項に規定する個人情報保護管理責任者の指示に従い、当該個人データの復元又は判読が不可能な方法により、当該個人データの消去又は廃棄を行うものとする。

(安全管理)

第10条 個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を次により講じるものとする。

- (1) 個人データにアクセス（個人データに接する行為で閲覧も含む。）できる職員の取り決めなどのアクセス制御及びアクセス権限の適正な管理
- (2) 個人データを取り扱う機器及び個人データが記録・記載された電子媒体・書類等の盗難又は紛失を防止するため、これらを施錠できるキャビネット・書庫等に保管する等の整備及び点検
- (3) 外部からの不正アクセス（不正プログラムの侵入を含む。）の防止
- (4) メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合に、当該ファイルへのパスワードを設定し情報システムの使用に伴う漏えい等を防止
- (5) その他必要な措置

(職員の義務)

第11条 職員又は職員であった者は、職務上知りえた個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用してはならない。

(委託に伴う処置)

第12条 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人データ取扱い事務に係る個人データについて、必要な制限を付し、又はその漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの適切な取扱いのために必要な処置を講じなければならない。

(第三者への提供の制限)

第13条 連合会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者

に提供してはならないものとする。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 個人情報保護法第23条第2項が定める第三者に提供することができる措置を講ずるとき。
- 2 前項に定めるもののほか、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、その他第三者への提供に関する場合は、個人情報保護法第23条第2項から第5項及び第24条までの定めるところによるものとする。

(第三者提供に係る記録の作成)

第13条の2 個人データを第三者に提供した場合は、個人情報保護法第25条の、また、第三者から提供を受けた場合は同法第26条の定めるところにより、必要な記録を別作成、保存するものとする。

第4章 保有個人データ

(保有個人データに関する事項の周知等)

第14条 保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くものとする。

- (1) 保有個人データを取り扱う連合会の会員たるシルバー人材センターの名称
 - (2) すべての保有個人データの利用目的(第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)
 - (3) 保有個人データの利用目的の通知の求めに係る手続及びその手数料
 - (4) 保有個人データの開示等の求めに係る手続及びその手数料
 - (5) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申し出先
- 2 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明

らかな場合

(2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合

- 3 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示請求権)

第15条 何人も、この規程の定めるところにより、連合会に対し、連合会の保有する自己を本人とする保有個人データの開示の請求（以下「開示請求」という。）することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第16条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を連合会に提出して行わなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所
- (2) 開示等の請求等の趣旨及び理由
- (3) 開示請求に係る保有個人データを特定するために必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、連合会が定める事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 連合会は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、連合会は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開 示)

第17条 連合会は、開示請求者から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む）請求があつたときは、開示請求者に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- (2) 連合会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 法令に違反することとなる場合
- 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。
 - 3 開示は、書面の交付又は開示請求者の同意のもとでの閲覧等による方法とするものである。
 - 4 開示等の決定通知は、開示請求のあった日から15日以内にしなければならない。
 - 5 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しないものとする。

(訂正請求権)

第18条 何人も、自己を本人とする保有個人データの内容が事実でないと思料するときは、この規程の定めるところにより、当該保有個人データを保有する連合会に対し、当該保有個人データの訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人データの訂正に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りではない。

(訂正請求の手續)

第19条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を連合会に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る保有個人データを特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、連合会が定める事項

(訂正義務)

第20条 訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人データの利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人データの訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定・通知)

第21条 連合会は、保有個人データの内容の全部又は一部について訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、訂正請求があった日から30日以内に行わなければならない。

(利用停止請求権)

第22条 何人も、自己を本人とする保有個人データが次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規程の定めるところにより、当該保有個人データを保有する連合会に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人データの利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有個人情報適法に取得されたものと認められないとき、第4条第1項の規定に違反して保有されているとき又は第6条の規定に違反して取得されたものであるとき当該保有個人データの利用の停止又は消去

(2) 第13条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

(利用停止義務)

第23条 利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、個人データの適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人データの利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定・通知)

第24条 連合会は、利用停止請求があった場合において、利用停止請求に係る保有個人データの利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、利用停止請求があった日から30日以内に行わなければならない。

(手数料)

第25条 本人から、第14条第2項の規定による利用目的の通知又は第17

条第1項の規定による開示を求められたときは、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、当該事務の実施に関し、手数料を徴収することができる。

第5章 体制等

(苦情の処理)

第26条 連合会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うため、次条に規定する個人情報保護管理責任者等を苦情処理担当者として指名し、その処理に当たるものとする。

2 前項の実施に当たり、相談窓口の設置、苦情処理の手順の定め、記録台帳の作成・保存等必要な体制の整備に努めるものとする。

(個人情報保護管理責任者等)

第27条 連合会は、個人情報の適正な取扱いに関する事務を総括する者として、個人情報保護管理責任者を置くものとする。個人情報保護管理責任者は、事務局長とする。

2 事務局長は、職員のうちから担当者を指名し、この規程により処理することとされた個人情報の適正な取扱いに関する事務を行わせることができる。

3 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業に係る個人情報管理責任者及び個人情報の適正な取り扱いに関する事務を行う者については、労働者派遣事業に関する個人情報適正管理規程及び有料職業紹介事業に関する個人情報適正管理規程の規定による。

(匿名加工情報の取扱義務)

第27条の2 匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則第19条で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。その他匿名加工情報に関する場合は個人情報保護法第36条から第39条の定めるところによるものとする。

(啓発・研修)

第28条 連合会は、役職員及び会員に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行うものとする。

2 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業に係る前項の規定については、労働

者派遣事業に関する個人情報適正管理規程及び有料職業紹介事業に関する個人情報適正管理規程の規定による。

(委 任)

第29条 この規程に定めるもののほか、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月2日から施行する。